

公益財団法人中央区勤労者サービス公社役員等の報酬等及び費用弁償に関する規則

平成23年10月18日

規則 第 1 号

改正 平成25年3月12日 規則 第 4 号

財団法人中央区勤労者サービス公社役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成7年4月3日規程第6号）の全部を改正する。

（目 的）

第1条 この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号並びに公益財団法人中央区勤労者サービス公社（以下「公社」という。）定款第15条及び第31条の規定に基づき、公社の評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬等）

第2条 報酬等は、役員報酬、地域手当及び期末手当とする。

- 2 報酬等は、公社の常勤の理事（以下「常勤理事」という。）に支給し、非常勤の役員等については支給しない。
- 3 常勤理事に対する報酬等は、別表に定める範囲内で評議員会において決定する。
- 4 常勤理事に対する報酬は、月額とする。
- 5 第3項に規定する報酬等のほか、常勤理事に対して通勤手当を支給することができる。

（報酬等の支払方法）

第3条 報酬等は、現金で直接常勤理事に支払わなければならない。ただし、本人から申し出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

- 2 前項の報酬等の支払いにおいて、法令により、報酬等から控除する金額があるときは、これを控除して支払うことができる。

（報酬等の支給方法）

第4条 報酬等は、常勤理事がその職についた当月分から、その職を離れた当月分まで支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤理事が、月の途中においてその職についたとき、又はその職を離れたときの当月分の報酬等は、その月の在職日数を基礎とした日割りによって計算した額を支給する。ただし、死亡したときは、当月分まで支給する。
- 3 地域手当、期末手当及び通勤手当の支給条件、支給方法その他支給に関しては、この規則に定めるほか、公社職員給与規則の適用を受ける職員の例による。

（報酬等の支給日）

第5条 常勤理事の役員報酬及び地域手当は、その月の全額を毎月15日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定

める休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日前のその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日を支給日とする。

- 2 期末手当は、3月15日、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、それぞれの日前のそれぞれの日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日を支給日とする。

(旅費に関する費用弁償)

第6条 役員等が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料とし、その額は公社旅費規則により受けるべき額とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、非常勤の役員等が職務により、会議に出席し、又は特別区の存する区域へ旅行したときは、費用弁償として1日につき2,500円を支給する。ただし、中央区の職員から選任された役員等については支給しない。

(旅費以外の費用弁償)

第7条 役員等が議事録の作成又は選任登記のため印鑑登録証明書等の証明書等(以下「証明書等」という。)の交付を受け、これを公社に提出したときは、当該証明書等の交付手数料及び旅費の費用弁償として、1通につき1,000円を限度として支給することができる。

(公表)

第8条 公社は、この規則を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規則の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則(平成25年3月12日規則第4号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別 表

年度総額	8,000,000円
月額 (報酬・地域手当)	530,000円